

## 軽症者特例のお知らせ

指定難病医療費助成制度では、指定難病にかかっていると認められる方で、国が定める重症度分類に該当する方が助成対象となりますが、**指定難病にかかっていると認められる方で、重症度分類に該当しない場合であっても、申請月以前の12月以内に指定難病に係る総医療費が33,330円を超える月が3月以上ある場合も軽症者特例により助成対象となります**ので、軽症者特例に該当すると思われる方は、申請時に「医療費申告書」を提出してくださるようお願いいたします。

(重症度分類に該当するかどうかについては医療機関に御確認ください。)

### 1 対象者

申請月以前の12月以内において、指定難病にかかる総医療費(※)が33,330円を超える月が3月以上ある方

※指定難病に係る総医療費には薬局、訪問看護事業所利用分も含まれますが、入院時食事療養標準負担額や生活療養標準負担額は含みません。

### 2 必要書類

医療費申告書(別紙)(医療機関に記載していただく必要があります)。

### 3 注意事項

申請時に「医療費申告書」を提出すると、県において指定難病に係る総医療費が軽症者特例基準を満たしていることが確認できるため、重症度が重症度分類に該当しない場合であっても保健所での申請受理日から軽症者特例により認定を受けられます。

医療費申告書を提出せずに申請を行い、重症度分類に該当しない場合は、県において総医療費が軽症者特例基準を満たしているかどうかについて確認できないため、不認定となります。不認定となった後で医療費申告書を用意して再申請することは可能ですが、再申請後からの認定となるため、初回の申請から再申請までの医療費については公費負担の対象とはなりません。